

学位論文要旨

楷書筆順の規範形成に関する歴史的研究

松本 仁志

【 論 文 題 目 】

楷書筆順の規範形成に関する歴史的研究

【 論 文 目 次 】

序 章

* 下位項目は省略した

1. 問題の所在と本研究の意義
 - (1) 学術上の意義
 - (2) 教育上の意義
 - (3) 社会貢献的意義
2. 目的と方法
 - (1) 本研究の目的と位置付け
 - (2) 研究対象と方法

第1章 楷書筆順及びその周辺に関する基礎的考察

1. 楷書筆順とは
 - (1) 筆順の発生・変遷の原理－筆順における合理性の追求－
 - (2) 楷書筆順の特徴と働き
 - (3) 楷書筆順の規則性
 - (4) 楷書筆順の定義
2. 楷書筆順における規範性とは
 - (1) 楷書筆順における規範性のとらえ方
 - (2) 楷書筆順に対する規範意識醸成のしくみ－正書体・通行書体と楷書筆順規範－
 - (3) 楷書筆順規範の妥当性を担保する根拠－筆順指導の目的にみる規範性－
3. 日本における現行楷書筆順規範の特徴
 - (1) 教科書検定制度と楷書筆順規範－現行の楷書筆順規範の決定者－
 - (2) 『筆順指導の手びき』収録の楷書筆順に見られる特徴
 - (3) 中国（「現代漢語通用字筆順規範」）、台湾（「常用国字標準字体筆順手冊」）収録の筆順と『筆順指導の手びき』収録の筆順との相違点
 - (4) 仮名の筆順規範

第2章 筆順史に関する先行研究の検討

1. これまでの筆順史研究の成果と課題
 - (1) 通史的視点の必要性
 - (2) これまでの筆順史研究の概観
 - (3) 通史的解釈のための多角的な視点の提供－成果として－
2. 筆順史研究の枠組みの提案と視点の整理

- (1) 研究対象―筆順の二つの位相―
- (2) 筆順史研究の枠組みの提案―書道史と字書史と国語教育史―
- (3) 筆順史の通史的解釈に必要な視点の整理

第3章 楷書筆順の規範形成の起点―中国・明代における規範的筆順の登場

1. 規範的筆順の登場の実態と背景
 - (1) 『書法三昧』『学範』『文字談苑』『字彙』の関係性について
 - (2) 『字彙』における取捨行為から読み取れること
 - (3) 字源系筆順と結構系筆順の実際
 - (4) 字源系筆順と結構系筆順の混在の背景―初期規範的筆順の実際―
2. 『字彙』首巻「運筆」の意図
 - (1) 『字彙』の主題「画引き法の確立」の象徴としての首巻「運筆」
 - (2) 書き手への配慮としての首巻「運筆」
3. 『字彙』以後の中国（明代末・清代）の規範的筆順
 - (1) 明代末・清代の規範的筆順の関連文献
 - (2) 『父師善誘法』における規範的筆順
 - (3) 『書法正伝』における規範的筆順
4. 複数の楷書筆順規範の存在が意味すること

第4章 日本における楷書筆順の規範形成過程

1. 江戸期
 - (1) 江戸期の通行書体の特殊性と楷書筆順
 - (2) 『米庵墨談』における筆順論―草書・行書の運筆を根拠とする運筆系筆順観の拠り所
 - (3) 江戸期のまとめ
2. 明治期
 - (1) 楷書の台頭による筆順概念の運筆概念からの分離
 - (2) 筆順根拠の意識化―筆順根拠の展開と集約―
 - (3) 教育系筆順観の台頭と筆順の原則の条文化
3. 大正・昭和戦前期
 - (1) 大正期から第5期国定教科書教師用書までの規範的筆順
 - (2) 国定教科書教師用書における楷書筆順整理―国による初の規範的筆順提示―
4. 戦後・『筆順指導の手びき』以前
 - (1) 新字体への対応
 - (2) 当用漢字別表（881字）に対応した民間の筆順資料
 - (3) 『筆順指導の手びき』以前の文部省の動向
 - (4) その他の主な筆順関連資料
 - (5) 規範的筆順選定の限界への気づき
5. 筆順指導史と規範意識醸成の関係
 - (1) 筆順指導の意義―必要性への認識の共有―

- (2) 筆順指導の方法と筆順規範意識
- 6. 『筆順指導の手びき』による規範形成の完結—その歴史的意義—
 - (1) 教育系筆順観へのシフトと規範意識の確立
 - (2) 『筆順指導の手びき』の歴史的位置付け

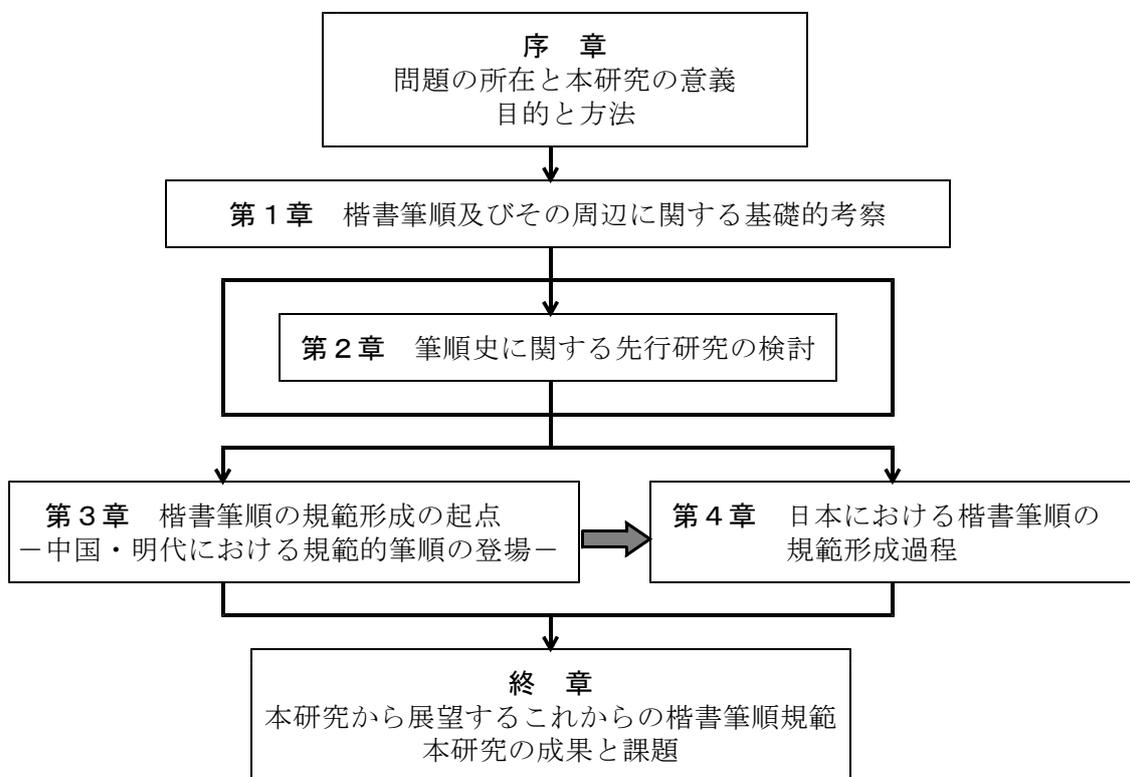
終章

- 1. 本研究から展望するこれからの楷書筆順規範
 - (1) 字源系筆順の見直し
 - (2) これからの学校教育における楷書筆順規範の捉え方
- 2. 本研究の成果と課題
 - (1) 研究の成果
 - (2) 今後の課題

<引用・参考文献>

- <資料>
- 1. 『芸備教育』における毛筆是非論争
 - 2. 『筆順指導の手びき』との筆順異同データ（戦後）
 - 3. 『筆順指導の手びき』収録筆順

【 論 文 構 成 】



【 論 文 要 旨 】

序 章

序章では、はじめに本研究で把握する問題の所在を明示し、学術・教育・社会貢献の各視点から本研究の意義を説明した。次に研究の目的と方法を明確にし、研究の全体を見通した。

1. 問題の所在と本研究の意義

研究分野としての位置づけが曖昧であることもあって、筆順史研究の絶対数は少なく、通史が存在しない。そこで、本研究では、書道史、字書史、国語教育史の各研究分野間で相互補完しながら、楷書筆順規範の形成過程について通史的な解釈を試みる。これは筆順史研究における初めての試みである。(学術上の意義)

学校教育現場では、楷書筆順規範の正統性に対する疑念が払拭されていない現状がある。本研究において我が国の筆順史の実態を明らかにすることで、現行の楷書筆順規範の正統性を検証するための資料と視点を提供することができる。(教育上の意義)

情報技術の進展する社会において、手書きという行為の意味が問い直されている。本研究を通して手書きの歴史の一端を明らかにすることで、手書きの意義を再検討するための資料を広く社会に提供できる。(社会貢献的意義)

2. 目的と方法

日本の楷書筆順規範の複雑な形成過程の実態を明らかにし、通史的に解釈することが直接的なねらいである。その先には、現在の教条的な筆順指導の在り方から理解を重視した指導の在り方への転換を図るというねらいを見据えている。(研究目的)

筆順は〈個々の書き手〉と〈書物・文献〉という二つの位相において把握されるが、本研究では主に後者における筆順を対象としてその変遷過程を考察する。始めに楷書筆順の規範形成過程を解釈する上で必要な事項について概念整理をする。次に筆順史に関する先行研究の成果と課題を明らかにし、筆順史研究の視点の整理と枠組みの提案を行う。それを受けて、中国における規範的筆順の登場期を我が国の楷書筆順の規範形成の起点として考察し、その後、日本における楷書筆順規範の形成過程について、江戸期、明治期、大正・昭和戦前期、昭和戦後期(『筆順指導の手びき』に至るまで)の4期にわたって考察する。(研究方法)

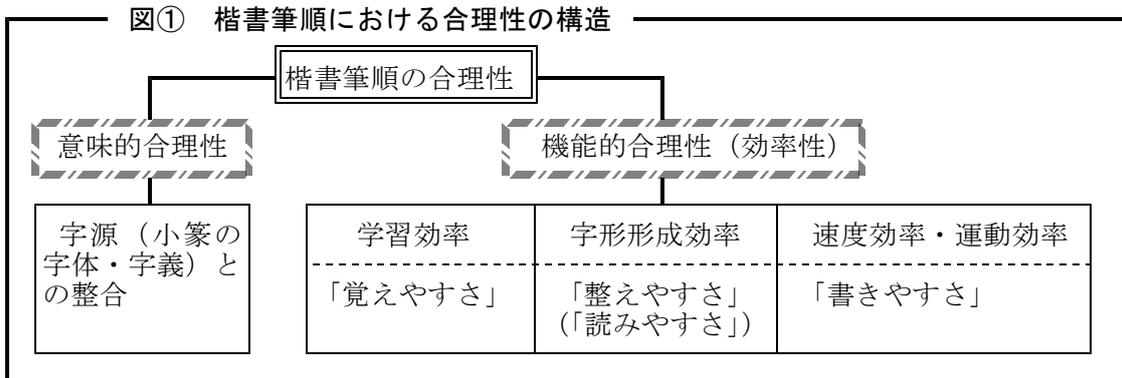
なお、本研究は、筆順を学習材として捉えることで、国語教育史分野に位置づける。

第1章 楷書筆順及びその周辺に関する基礎的考察

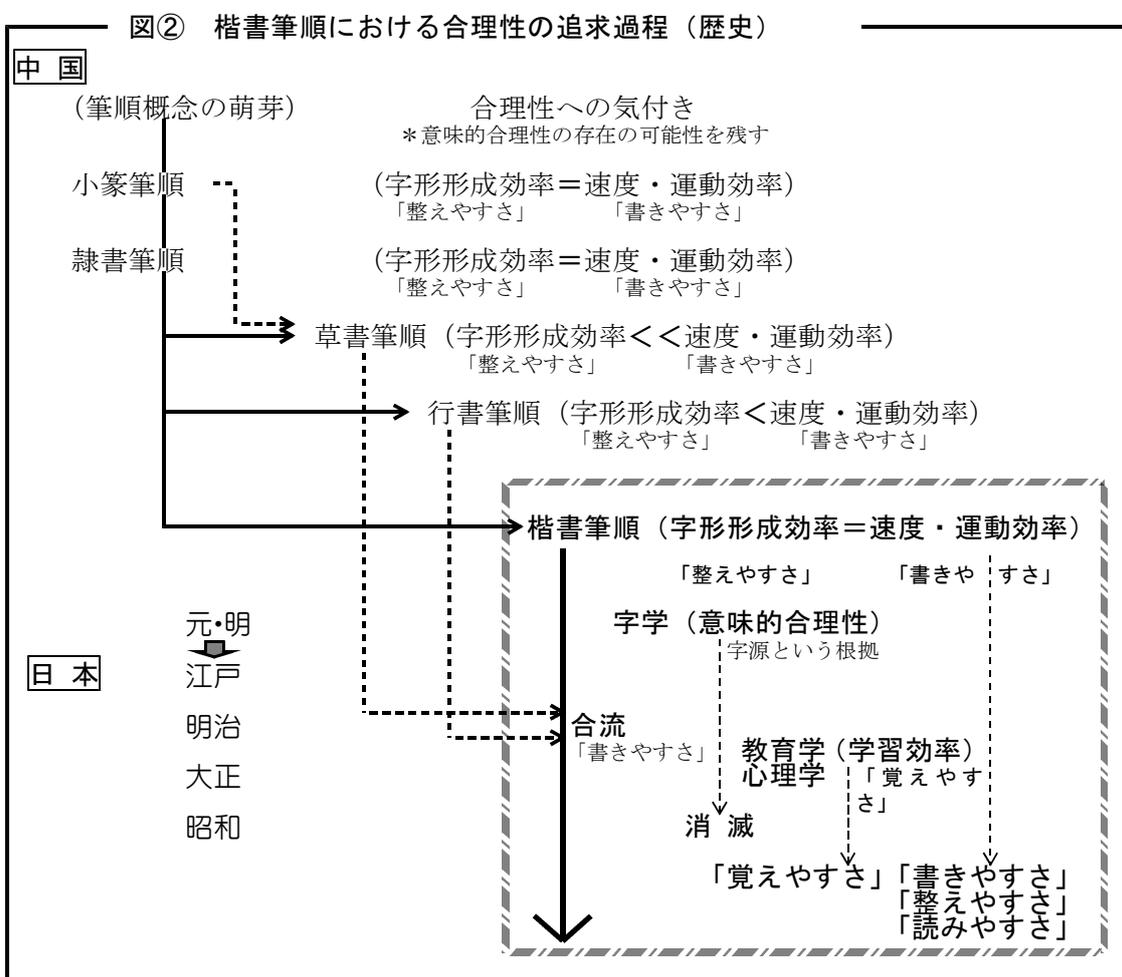
第1章では、楷書筆順が備える特徴や性質についての考察、楷書筆順の規範性とそれに対する規範意識の醸成についての考察、現行の楷書筆順規範についての考察をそれぞれ行い、楷書筆順の規範形成過程を解釈する上で必要な事項について概念整理をした。

1. 楷書筆順とは

楷書筆順が図①のような合理性の構造を持つことを明らかにした。



また、図①に見える楷書筆順の合理性を構成する要素が、図②のような書字の合理性追求の過程を経て、楷書筆順に備わっていったことを推論した。



また、楷書筆順には、楷書の筆画 (点画) と字体の定形化及び字体構造 (へん、つくり、かんむり、あしの組み合わせ) の類型化を前提とした規則性が備わること及びその規則性が機能的合理性を支えることを確認した。

さらに、本節での考察を通して得た視点から楷書筆順を次のように定義した。

- ①筆記具の動きから：
「文字の書き始めから書き終わりまでの時間の経過の中で筆記具が辿る順路」
- ②書き手の行為から：
「筆順とは文字の形を実際の紙の上に書き現そうとするとき、一連の順序で点画が次第に現されて一文字を形成していく順序」（『筆順指導の手びき』より）
- ③筆順の存在場所（位相）から：
規範的筆順「書籍や電子メディア等に学習対象として示される筆順」
個人内筆順「個人に記憶され文字を書く過程にリアルタイムで表れる筆順」
- ④楷書の書体特徴から：
「個々の点画を順次形成しながら字形全体を整齊に構築する順序」
- ⑤筆順の意義から：
「書き手にとっては文字が書きやすく整えやすく、読み手にとっては読みやすく、学習者にとっては文字が覚えやすい運筆の順序」

2. 楷書筆順における規範性とは

楷書筆順における規範性とそれを支える筆順根拠及び楷書筆順に対する規範意識について次のように考察した。

学習者の立場から捉えたとき、筆順の規範性は、当該筆順が効果的であることへの理解と実感によって学び手に認知される。この場合、当該筆順に十分な合理性が備わっていることが条件であり、また、その合理性を説明する根拠が必要となる。筆順史資料から判断するに、わが国の楷書筆順には、歴史的に次の三つの筆順根拠が存在し認知されていた。

- A 機能的合理性（書きやすさ、整えやすさ、読みやすさ、覚えやすさ）
- B 意味的合理性（字源＝小篆の字体解釈・字義解釈との整合）
- C 行書・草書の運筆（後に「書きやすさ」による意味づけがなされる）

一方、学ぶべき対象としての認知を学習者に権威的に強要することによっても筆順の規範性は成り立つ。公教育の教科書に提示される筆順は、現状では後者のパターンに近い。

このような筆順規範は、文字の教育に関わるコミュニティの形成と成熟の過程において、共有する規範意識とともに水面下で伝承されていったと推測する。楷書が正書体として成立して以降も大小様々な文字教育コミュニティにおける伝承が続けられ、最終的には近代国家の形成と成熟ともなう教育制度の整備・充実の過程で、為政者サイドが作為的に国家レベルでの楷書筆順規範を確立しようとする動きになったと考えられる。

3. 日本における現行楷書筆順規範の特徴

文部省の『筆順指導の手びき』（昭和 33（1958））所収の筆順は、「覚えやすさ」を重視して体系化された教育系筆順と言えるが、行書の運筆との連続性を意図した運筆系筆順としての側面や字形の整いを重視した結構系筆順としての側面も持つことを明らかにした。また、日本と中国と台湾の楷書筆順には、歴史的に醸成してきた漢字に対する意識、伝統的価値や、識字率の実態、書字様式史に対するスタンスの違いなどを反映して、同字体でありながら異なるものがあることを明らかにした。

第2章 筆順史に関する先行研究の検討

第2章では、始めに筆順史に関する先行研究を概観した上で、個々の研究について成果と課題を明らかにした。次にそれを踏まえて筆順史研究の枠組みと視点を提案した。

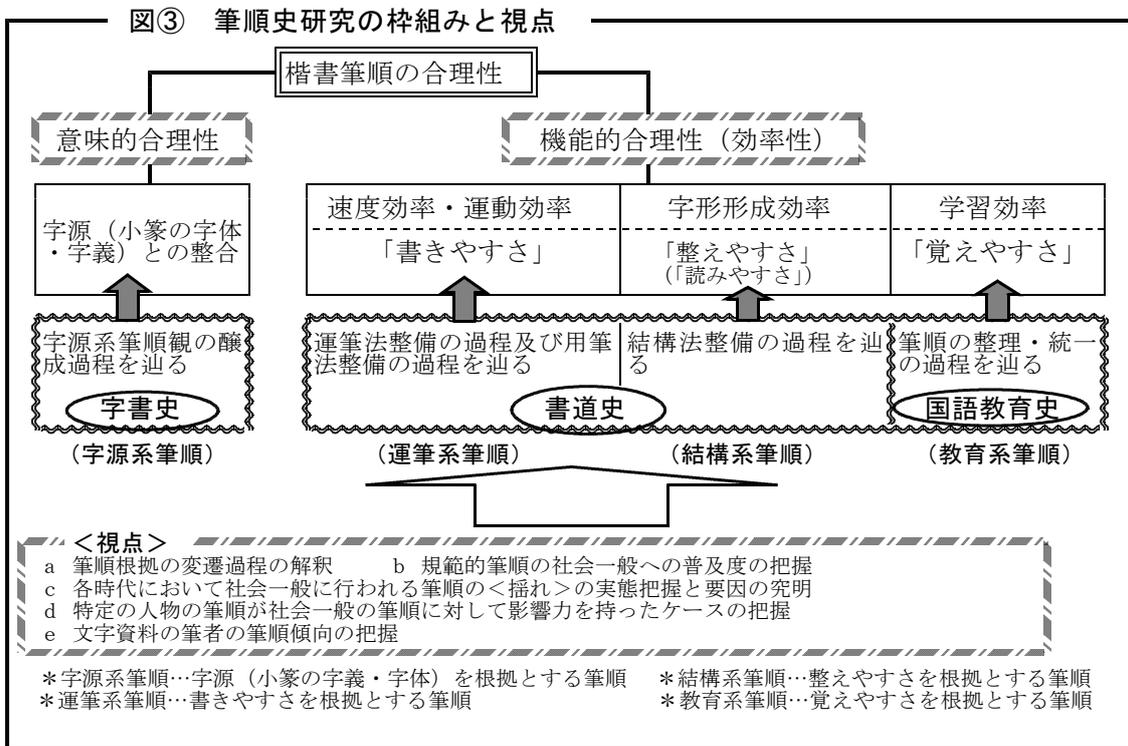
1. これまでの筆順史研究の成果と課題

筆順史に関する先行研究を<ア. 筆順の通史的解釈をテーマとする研究><イ. 筆順の通史的解釈を意識した小考察><ウ. 通史的解釈を意図しない過去の筆順(筆順史)に関するテーマの研究>の三つに分類した上で、個々の研究を分析・考察し、先行研究総体としての成果と課題を整理した。

ア以外は単発的・断片的で視点も一定していないが、先行研究総体で見た場合、筆順史に切り込む多角的な視点を提供している。例えば、アの分類に該当する渡辺清一「筆順雑考」(『斯文』第10号,昭和29(1954))では、原点となる典拠の存在の有無、絶対的な理論の存在の有無、口授による伝承というあり方、楷書字体整理の行われた唐代への着目など、通史的解釈に必要な視点が述べられている。また、ウの分類に該当する佐藤稔「異体字と筆順」(『秋田大学教育学部研究紀要人文科学・社会科学』第31集,昭和56(1981))には、筆順の二つの位相、規範的筆順の社会一般への影響度、各時代における社会一般に行われる筆順の<揺れ>など、筆順史研究の枠組み構築のために見落とせない点が内在する。

2. 筆順史研究の枠組みの提案と視点の整理

第1章及び先行研究の考察を踏まえて、書道史、字書史、国語教育史それぞれを核とする図③のような筆順史研究の枠組みを提案した。



第3章 楷書筆順の規範形成の起点—中国・明代における規範的筆順の登場—

第3章では、規範的筆順を収録する資料の中で、『書法三昧』(成立年不詳・撰者未詳)、『学範』(明代・趙謙撰)、『文字談苑』(明代・王弘誨撰)、『字彙』(明代・梅膺祚撰)といったごく初期のものを資料として、規範的筆順がどのような形で登場したのか、その実態と背景について明らかにした。

1. 規範的筆順の登場

上記4資料の分析から、初期の規範的筆順には字源系筆順と結構系筆順が存在することを明らかにした。また、両者が混在する実態とその背景についても明らかにした。

<字源系筆順> (字学からの解釈)

『説文解字』(許慎、100)の小篆の字義や字体を根拠にした字学からの解釈によって成立するのが字源系筆順である。『説文解字』との関係性から次のように分類した。

- ア 楷書の類似形における字体と字義の混同を避けることを意図して『説文解字』を参考にしている場合
- イ 字体の変化に伴う画数の変化の内容を明示することを意図して『説文解字』を参考にしている場合
- ウ 直接的な意図は不明だが『説文解字』の小篆の字体や字義に引き寄せて筆順を解釈していると推測される場合

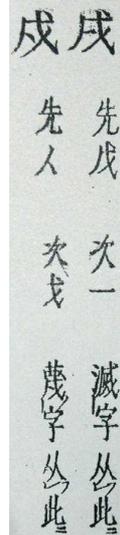
ア 楷書の類似形における字体と字義の混同を避けることを意図して『説文解字』を参考にしている場合

例えば、『字彙』では「戌」(ジュツ)と「戍」(ジュ)を並べて、右のように筆順を示している。「戌」「戍」の筆順は、現在の教育系筆順観による「同じ形は同じ筆順」という通則から考えれば、「厂」の部分において、左払い「ノ」が先か横画「一」が先かという点が問題となるであろう。しかし、『字彙』では全く異なる筆順の示し方をしている。これは、『説文解字』の小篆の字体および字義解釈によるのである。

「戌」について『説文解字』(十四下・戌部)には、「滅也。九月陽気微、萬物畢成、陽下入地也。五行土生於戌、盛於戌。从戌含一。」(「滅ぶるなり。九月陽気微にして、万物 ^{ことごと}畢く成り、陽下りて地に入るなり。五行の土は戌に生じ、戌に盛んなり。戌の一を含むに従ふ)とある。「先 戌 次 - 」という筆順の示し方は「五行の土は戌に生じ、戌に盛んなり。戌の一を含むに従ふ」の部分にそったものであることがわかる。なお、小篆は  である。

一方、「戍」について『説文解字』(十二下・戈部)には、「守邊也。从人持戈。」(「辺りを守るなり。人の戈を持つに従ふ)とある。小篆は  である。「戍」の「先 人 次 戈」という筆順の示し方はこれにそったものであることがわかる。「滅」「蔑」はそれぞれ「戌」「戍」を部分として含むので、筆順も「从此」(「此に従ふ)とされる。

楷書の字体が似ている「戌」と「戍」の混同を避けるために、字義の違いを筆順を通して明示しようとしている。今日のような国が定める字体表がなかった時代にあっては、字



書がその役割を代替していたわけであって、このような発想は不自然ではない。

イ 字体の変化に伴う画数の変化の内容を明示することを意図して『説文解字』を参考にしている場合

「止」の篆体は、と3画であることから、「按篆作、本三畫今俗作止。」（「按ずるに篆にに作るは、本三画にして今俗に依りて止に作る）」という注記は、“小篆の形から考えると元々は3画であったが現在は俗字で書かれており4画になっている”という補足である。

一方、「臣」の場合、注記は「若先次不侔於篆」（「若しを先にしを次にすれば篆に侔しからず）」すなわち“もし「」と書いたら篆書の字体と等しくなくなってしまう”という意である。

「臣」と「止」の違いは、「臣」の場合は“小篆の画数と異なるので不可”という結論を出しているが、「止」の場合は“小篆と画数が異なっても可”という結論を出しているという扱いの違いである。このような扱いの違いについての明確な基準は明示されておらず、使用頻度、普及度、定着度などからの編者の判断によると考えられる。

この外、字体と画数の問題を明らかにしようという意図が注記から窺えるものは、「龍、戠、戠、充、交、六」の6字種である。

ウ 直接的な意図は不明だが『説文解字』の小篆の字体や字義に引き寄せて筆順を解釈していると推測される場合

解釈に関わる注記はないが、推測が可能な場合である。例えば、「及」について『説文解字』では「逮也。从又从人。」（「逮およぶなり。又に従ひ人に従ふ」として、「人」に「手（又）」が及ぶ形と解釈している。これをもとに「及」を「人」と「手」とに分けて示している。ここには、「及」の2画目と3画目を「乃」と同じようにつなげて書かないように促すという意図が働いているものと思われる。今日では「及」は総画3画の漢字として位置づけられているが、『字彙』では「又部」に属する4画の漢字と位置づけられており、「乃」は2画の漢字と位置づけられている。これは、上記イと同じ画数の問題であると同時に、字義の問題でもある。

注記には「即刂字急字从此」（「即ち刂の字急の字此に従ふ」とある。「刂」の篆体は「及」の篆体と同じであるから、「及」の筆順に従うべきであるということである。

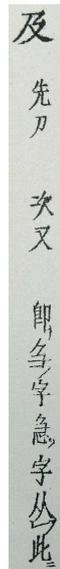
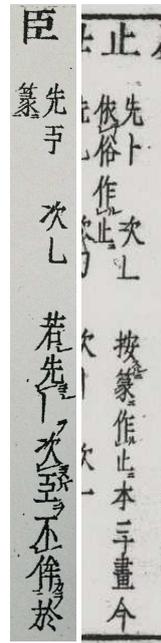
この他、字源と関連付けた解説をよく見かける「左」「右」もこの類である。

<結構系筆順>（書学からの解釈）

主に書学における結構法を背景とした「整えやすさ」という視点から規定しようとする筆順を結構系筆順という。『字彙』「運筆」の中の次の文字群は「中から外」の原則的なものに従っている。

「凹、凸、變、羸、齋、學、龜、聚、爾、鼎、聾、畝、垂、韭、非、兆、弗、川」

結構系筆順を主張する明治の書家・井田学山の言によれば、「文字は中心を定めて上下左右の釣合をとるものであるから、點冠の下、中心の畫ある字は次に中心を書くものである。宇冗裏菊麻病衆の類裏はの次巾をかき、衆はの次にを書く」（『書道手引』明治42（1909）、p.121）に則ったものである。また、明代の『書法三昧』（『格致叢書』本）



にも、「中から外」の原則を意識した筆順提示があった。『書法三昧』より後出の『字彙』において、このようなルールが筆順に反映されていたことは不思議ではなからう。

＜楷書字体の混在及び字源系筆順と結構系筆順の混在が意味すること＞

『学範』「發筆先后」の末文からは、字学を背景とした字源系筆順観と書学を背景とした結構系筆順観の双方が読み取れる。

「字形有孤單、重並、并累、攢積之體。須據許慎説文爲主而分布之。以此爲例推廣求之。」（「字形に孤單、重並、并累、攢積の體あり、須く許慎が説文に拠て主と爲して之を分布すべし。此を以て例と爲して推廣めて之を求めよ」）の部分からわかるように、まず第一義として許慎の『説文解字』によって字体構成すなわち結構を考えるべきであり、書を能くするには「造書之旨」（「造書の旨」）すなわち文字の本義を知るべきだと説く。「之を分布すべし」という表現からわかるように、許慎の『説文解字』すなわち字源に基づいた文字の構成要素単位の組み立て（結構）順序が筆順という認識である。この考え方は、意味的合理性を根拠とする字源系筆順の考え方に他ならない。正書体は『説文解字』の小篆から隸書を経て楷書へと移行したものの、依然、文字の字体構成は『説文解字』を拠り所にするという認識は字学共通の認識として堅持されていた。

一方で、趙謙は、書学も否定していない。むしろ肯定的である。「筆法筋骨則効古人而爲之則意在必然。一在其中。唯字學之工。」（「筆法筋骨は則ち古人に効ふて之を爲さば則ち意筆前に在て、一に其の中に在り。唯字学の工なるのみに非ず」）とは書学の立場からの言である。「筋骨」や「意筆前に在り」は、書法史における重要な概念であり、古来書論の中でよく用いられるフレーズである。書学の世界では、運筆法・用筆法や結構法の充実が楷書法として整備されていき、「字形の整齊」を重視するようになっていった。

字源系筆順は、いわゆる字学の視点に重きを置いた文字の組み立て方として生まれ、書学における結構の概念は字形の整齊に重きを置いた結構系筆順の裏付けを提供することとなった。その結果、同じ漢字の字体構成を字学と書学の両面から見るような状況が生じることとなったと推測する。

以上のように、初期の規範的筆順に結構系筆順と字源系筆順とが混在していた事実は、書学と字学が共生していた時代の反映だったと考えられる。

2. 『字彙』首巻「運筆」の意図

ここまでの考察を踏まえて、『字彙』首巻「運筆」に込められた編纂者梅膺祚の意図は、可能性として“『字彙』の主題「画引き法の確立」の象徴”と“書き手への配慮”という2点にあったと推論した。

3. 『字彙』以後の中国（明末・清）の規範的筆順

『字彙』より後の時代に刊行された規範的筆順を収録する資料について、まとまった数の筆順を収録する『父師善誘法』（清代・唐彪）及び『書法正伝』（清代・蔣和）を中心に分析・考察した。両者は、『字彙』「運筆」との相違点が字種・筆順ともに多く確認できるが、全体を貫く新たなルールのようなものが想定されていたわけではなかった。「臣」「戊」のような字源系筆順も残存しており、結構系筆順と併存させていることを考えると、

両者ともに字学や『説文解字』に対する強い意識はなかったものと推測される。

4. 複数の楷書筆順規範の存在が意味すること

第3章の考察から明らかになった異なる楷書筆順規範の存在について、その意味するところを第4章での考察を視野に入れながら総括的に論じた。

書字者が個別に伝承してきた運筆の順序を規範的筆順として視覚化したことの意味は大きい。不特定多数の学習者への伝達を可能にした一方で、異なる筆順を個人内規範とする者による異論の表出を促すことにもつながった。例えば、『字彙』において梅膺祚が『書法三昧』『文字談苑』の字種や筆順を取捨した行為はまさに異論の表出であった。日本においてこの異なる楷書筆順規範の存在が表面化したのは、楷書が正書体になった明治期である。行草の運筆から類推する日本式の運筆系筆順と中国から受容した『字彙』等収録の字源系筆順、結構系筆順とでは大きな違いがあり、特に教育の場で戸惑いが生じたことは想像に難くない。

第4章 日本における楷書筆順の規範形成過程

第4章では、規範的筆順を収録した漢籍資料の受容があった江戸期から、文部省が国による筆順規範として『筆順指導の手びき』を出版した昭和33年までの期間について、字源系筆順、結構系筆順、運筆系筆順、教育系筆順それぞれの動向を踏まえながら、通史的に解釈した。

1. 江戸期

規範的筆順をめぐる江戸期の動向として、江戸期の通行書体の特殊性について論じた上で、市河米庵の『米庵墨談』（文化9（1812））における運筆系筆順観について分析・考察した。

江戸期は、青蓮院流の流れを汲む御家流が広く行われていた。御家流は日本で育まれた和様の流派であり、書体は行草体である。また、明代・清代の楷書法が唐様書論として一部知識層の間に受容され始めた時期でもあった。日本の楷書筆順規範は、江戸期に唐様書と唐様書論を学んだ知識層によって中国からもたらされたと考えられる。唐様書論や『字彙』等の我が国への流入によって、『説文解字』の小篆を根拠とする字源系筆順観、結構法を根拠とする結構系筆順観がまずもたらされたのである。さらに、幕末に至ると唐様書家である市河米庵が、『米庵墨談』（文化9（1812））の中で、草書の運筆を楷書の運筆（筆順）の根拠とするという運筆系筆順論を展開し、ここに至って、字源系筆順観、結構系筆順観、運筆系筆順観が規範的筆順として具体化されたことになる。

これら複数の楷書筆順規範の存在は、唐様書家や儒学者などの知識層に知られるのみであり、御家流（行草）中心の江戸期に表面化する必然性はなかったが、この後、明治期に入り、楷書が主流書体になっていくと、にわかには表に出てくるようになる。そして、字源系筆順観、結構系筆順観、運筆系筆順観の存在が次第に明るみになっていくのであるが、その下地は、米庵などの唐様書家や漢学者などの知識層によって江戸期に培われていた。

2. 明治期

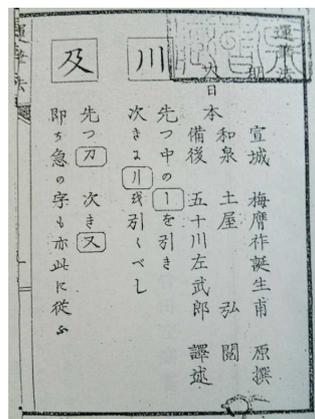
楷書の台頭によって運筆概念から筆順概念が分離した際の状況、筆順の規範性を支える筆順根拠の展開と集約の過程、教育系筆順観の台頭と筆順の原則の条文化の実態などの考察を通して、明治期の規範的筆順の動向を明らかにした。

明治期に入ると庶民の間でも徐々に楷書使用の機会が増えていった。しかし、楷書は点画相互の筆脈が形に表れにくい書体である。書論などの筆順資料を目にする機会の無かった人々は、楷書の字形に近い行書から筆順を類推していたと考えられる。

このような状況の中で、漢学や書道の素養のある者などは、「師匠や先生からの伝承」という学びの方法とは別に、広く世間の需要に応えられる筆順専門書あるいは筆順を収録した書物の出版という方法で楷書筆順の情報提供をするようになった。すなわち、江戸期においてすでに水面下で認知されていた字源系筆順、結構系筆順、運筆系筆順の3系統の筆順とそれを支える筆順根拠が、規範的筆順として世に広められるに至ったのである。

明治時代を通して、筆順及び筆順に関する考察を収載する24 資料① 五十川『運筆法』
 点の筆順関連文献（書論書、教科書、教授法書等）を確認した。

明治期前半の文献は、資料①の五十川左武郎『運筆法』（明治12（1879））のように、楷書筆順の情報への世間の需要に応えるという意図のもとで『字彙』、『父師善誘法』、『米庵墨談』などに収録された字種と筆順とを踏襲して出版されていた。また、年代がさがるにつれて過去に異なる説をとる複数の文献が存在した場合、二種以上の筆順を並記する例が見られるようになった。二種以上の筆順の並記ということは、“規範となる筆順は一つではない”という事実を表面化させることに他ならない。多数の筆順関係書の出版はそのことを学習者に認知させた。



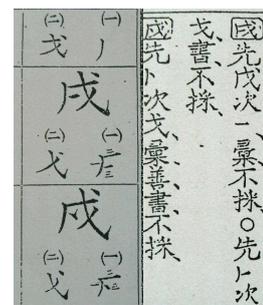
明治半ば頃までの筆順関連文献は、過去の筆順情報の継承、包括、蓄積といった傾向が強く、“漢字全体を俯瞰し、そこから筆順の規則性（原則）を導き出して、基準となる筆順として世に問う”といった段階にはまだいたっていなかった。

しかし、筆順関係書を通して楷書筆順についての様々な情報が流れるようになると、次第にその不統一な実態に対する問題点が認識されるようになった。そして、徐々に筆順統一へ向けた取り組みへの必要性に意識が向けられるようになった。以下、例をあげて考察する。

<川口嘉『運筆順序』（明治33（1900））の場合>

資料②『運筆順序』「戌戌」

『運筆順序』は、それまで（明治33年まで）の筆順に諸説あること及びそれらの根拠を認識し批判的に捉えて、筆順の整理を試みた明治期で初めての文献である。川口は、折衷の際に採用しない例として、「禾禾」「戌戌」「至示」など『字彙』や『米庵墨談』の収録字種から例をあげている。本文から「戌」「戌」の箇所を例示してみよう（資料②）。「彙不採」（「彙採らず」）とあるのは、『字彙』に示された筆順は採用しないということである。そして、採用したのは両者共通の筆順であった。



ここには、筆順の統一の必要性についての川口の自覚が見てとれる。五十川の『運筆法』や那須の『運筆順序』のように『字彙』や『米庵墨談』の筆順を無批判に受け入れるのではなく、それらを批判的に見ながら統一感のある筆順を提案しようとしていた。

＜東京高等師範学校附属小学校『小学校教授細目』（明治40（1907））の場合＞

同書には「國定書キ方手本運筆順序」として70字の筆順が収録されており、「(2) 運筆の順序は、歴史的順序、及び、心理的順序の両方面より斟酌して、別表の如く之を定めたり」とある。書き手（学び手）の心理的な側面を踏まえて筆順を考えるという視点を初めて示したものである。同書では、「必」は、今の中国と同じで、左から右への原則に忠実な筆順を採用している。また、「左」と「右」を「一ノ」の順で統一している。これらの点がまさに「心理的順序」すなわち教育的立場からの具体化と言えるであろう。そこには、原則を立て筆順に規則性を持たせて、筆順を整理・統一しようという意図が窺える。

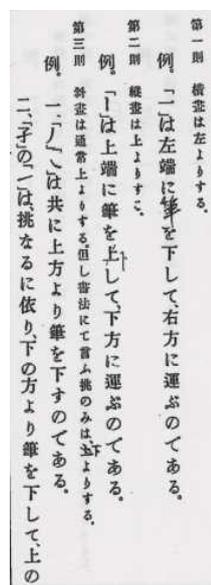
＜安達常正『漢字の研究』（明治42（1909））の場合＞

資料③「運筆則」部分

第一章での従来の運筆の順序への批判を踏まえて、安達自身の筆順を「其字画及配置を失はざる範囲内に於て、成るだけ共通の方法を発見し、之を結合はせて、漢字を構成し、且つ時間の経済をも図つたのである」と提案する。そして「第三章 運筆則」において、22の原則を立てて例示している。

漢字の字形分析から22もの原則を立てたことは、時代的には突出して特筆に値する。これは、書学を背景とした結構系筆順の立場や字学を背景とした字源系筆順の立場から自由な位置に自分を置くことによって可能になったのではないだろうか。安達の原則を受けて、以後の筆順資料は原則を立てて筆順を解釈する傾向が強くなっていった。

以上のように、『字彙』や書論書を拠り所とするこれまでの筆順選定のあり方を批判的に捉え、原則を立てて筆順を整理・統一しようとする機運が、主に師範学校系統の学校教育関係者の間で徐々に高まっていたことが窺える。筆順情報の提示者が書家や漢学者から書道や漢学に素養のある教育者へとシフトしていく中で、意識としては教育系筆順観がかなり前面に出てきたのである。



3. 大正・昭和戦前期

明治期の筆順のあり方に対する総括的なふり返り、それを受けた原則を立てて筆順の整理を図ろうとする試み、国定教科書教師用書における楷書筆順整理などについての考察を通して、大正・昭和戦前期の規範的筆順の動向を明らかにした。

学校教育の普及も進み、教育系筆順観がさらに強くなっていくのがここからの時代の傾向である。

これまでの筆順のあり方に対する総括的なふり返りの記述(註1)が多く見られるようになったのも大正期以降の傾向である。これらの総括的ふり返りに共通するのは、表現は異なるものの、概ね「字源系筆順」、「結構系筆順（「整えやすさ）」、「行草の運筆を根拠とする運筆系筆順（「書きやすさ）」、「学習効率を根拠とする教育系筆順（「覚えやすさ）」の存在を確認している点である。

また、安達が立てた22の原則を受けて、以後、原則を立てた文献が散見するようにな

ったのも大正期の傾向である。全体的には、安達の示した 22 の条文を実効性を持たせる程度にいかにも簡素化するかということが共通のテーマとなっており、『筆順指導の手びき』に示された原則の内、「大原則 1 上から下へ」「大原則 2 左から右へ」「原則 1 横画がさき」「原則 3 中がさき」は、大正期の筆順関連資料においてほぼ共通項となっていた。

ただし、戦前期のこの段階においては、いまだ規則性を探る段階であったと思われ、守らせるルールとしての原則を整える段階には至っていなかったと考えられる。

さて、昭和 16 年 4 月から国民学校令が施行され、それまでの尋常小学校は、国民学校初等科となった。国民科国語の教科書として計 12 冊が、芸能科習字の教科書として計 6 冊が使用され、これらに対応する教師用書には、668 字（国民科国語用）と 77 字（芸能科習字用）の漢字の筆順が収録されていた。ここに来てようやく国が筆順整理に動いた。

教師用書における筆順根拠についてであるが、字源（小篆の字体・字義）を根拠とする字源系筆順は、教師用書ではほぼ不採録になっている。また、行書・草書の運筆を根拠とする筆順は、この時代ではすでに速度・運動効率（「書きやすさ」という機能的要素を根拠とする運筆系筆順として認識されており、全体的な傾向としては、結構系筆順や教育系筆順も含めて、機能性（書きやすさ、整えやすさ、読みやすさ、覚えやすさ）を根拠とする筆順の視点に統一する方向で整理されたと言えるであろう。

教師用書の字種 687 字と『筆順指導の手びき』の字種 881 字とで字体が同じ字種は、戦後の新字体への移行をはさんでいるので、251 字である。このうち、筆順の複数併記があるものが「上」「必」「感」「承」「炭」「罪」「耳」「非」「美」の 9 字で、この場合どちらか一方が『筆順指導の手びき』の筆順と同じである。両者の筆順が完全に異なるのは「馬」「無」「最」「職」「登」「燈」「義」「議」「過」の 9 字である。9 / 251（約 3.6%）であるから、『筆順指導の手びき』の筆順とかなり近似していることになる。この数値から考えても、教師用書の筆順には『筆順指導の手びき』とほぼ同様の規則性の設定が企図されたことが推測できるが、さらに筆順が完全に異なる 9 字を分析してみると、問題とされている観点は次のようになる。

- ア. 「馬」「無」…行書筆順をどう考えるか
- イ. 「最」「職」…偏の「耳」の筆順と単独の「耳」の筆順とを統一するか
- ウ. 「燈」「登」…はつがしらの筆順をどう考えるか
- エ. 「義」「議」…羊系の筆順をどうするか
- オ. 「過」…横画と縦画とが起筆部で接する場合をどうするか

アの「馬」「無」、イの「最」「職」、ウの「燈」「登」は、『筆順指導の手びき』の「特に注意すべき筆順」の中で解説が加えられている漢字である。「特に注意すべき筆順」は、過去に問題とされてきた複数筆順が対象で、複数の筆順を提示した上でそこから一つを採用するという宣言が理由とともに書かれている。したがって、アイウの筆順が教師用書と『筆順指導の手びき』とで異なっているのは、これらの文字に限っては、教師用書と『筆順指導の手びき』とで採用する際の基準（理由）が異なったということである。

さて、教師用書に示された 687 字の筆順には筆順併記や矛盾点が未だ残存するのは事実である。しかし、全体的には、「覚えやすさ」を根拠とする教育系筆順と「書きやすさ」「整えやすさ」などの機能性を根拠とする運筆系や結構系の筆順との機能的調和を図りな

がら整理が進められたようである。教師用書の筆順には「同じ形は同じ筆順」という規則性や「上から下へ」などの条文化可能な原則が認められるのであり、ここに至ってようやく「覚えやすさ」という要素が多字種にわたり規範的筆順として具体化されたと言える。

4. 戦後期・『筆順指導の手びき』以前

規範的筆順をめぐる戦前までの動向を踏まえ、当用漢字別表（881字）及び当用漢字字体表に対応した民間の筆順資料の実態、『筆順指導の手びき』以前の文部省の動向などの考察を通して、『筆順指導の手びき』に至る直前の規範的筆順の実態を明らかにした。

昭和21年11月に「当用漢字表」（1850字）が内閣告示され、続けて、昭和23年2月に「当用漢字別表」（教育漢字881字）が、昭和24年4月には「当用漢字字体表」が順次告示された。字体の変更によって、楷書筆順の問題が再びクローズアップされるようになったのが、昭和戦後期である。当用漢字別表において881字という教育漢字の字種・字数を決定したことは、学校教育において筆順を示すべき範囲を限定したことであり、これによって、教育漢字に対応した民間の筆順資料が多数出版されるようになった。

881字すべてに対応した文献に限定して^(注2)、『筆順指導の手びき』における筆順との異同について分析・考察した結果、新字体に移行した後、筆順に揺れがある字種はおおよそ138字に絞り込まれた。138／881字であるから約15.7%である。多いように見えるが、耳偏に問題があった場合に耳偏を持つ漢字すべてがカウントされるので、必ずしも問題となる部分が多いというわけではない。

次に、これらの内、筆順並記あるいは『筆順指導の手びき』と異なる筆順が3資料以上に共通している字種について、問題となる部分ごとに筆順種を確認した結果、当用漢字別表（881字）及び当用漢字字体表に対応した民間の筆順資料において、規範的筆順の問題となる部分は、かなりしぼられていた。問題となる部分は、先述した教師用書と同様にほぼ『筆順指導の手びき』の「4. 本書の筆順の原則」で解説されている部分と「特に注意すべき筆順」において検討されている事項であった。

それぞれの著者・編者の筆順観には戦前の流れを引き摺ったズレがあり、「右」と「左」の1、2画目の筆順の統一や一字種一筆順を実現して「覚えやすさ」重視の筆順体系を目指すものもあれば、齊藤溪石『ペン習字宝典』（昭和27（1952））のように、新字体に移行しても旧字体の記憶に引き摺られて筆順解釈してしまうものや、飯島稲太郎『少年書道講座1-10』（昭和30（1955）～昭和31（1956））のように筆順並記を容認するものもあり、意識が不統一である状況を確認できる。新字体に移行した後もこのような状況であったことを踏まえるならば、一書家、一研究者、一団体による選定という方法はすでに限界を示していたと考えられる。

5. 筆順指導史と規範意識醸成の関係

筆順規範が不確定な時代であっても、教授法書に繰り返し筆順への言及があるなど、筆順指導（学習）の必要性は、社会のコンセンサスとして認知されてきたことを明らかにした。また、そのことが、学習者に筆順の規範意識を醸成するには十分過ぎる背景となった点を推論した。

6. 『筆順指導の手びき』による規範形成の完結—その歴史的意義—

明治期以降の教育系筆順観へのシフトの過程を振り返り、『筆順指導の手びき』の歴史的な位置付けを行った。

『筆順指導の手びき』は「覚えやすさ」を重視した教育系筆順観への転換を試みた手引き書であった。複数の筆順根拠はほぼ淘汰・吸収され、重点を置く機能的要素の違いによる筆順の違いも、原則を立てることによって解消する方向で整理された。また、公的権威を背景にして一字種一筆順を徹底し、規範的筆順の揺れをほぼ解消した。ここに、『筆順指導の手びき』の歴史的意義を認めることができる。

言葉遣いの正しさの問題と同様に、唯一絶対の正しさの存在しない筆順の世界では、揺れは宿命である。その揺れが学校教育での筆順規範の揺れが教員、児童生徒ともに混乱を招いていたことを考えれば、公的権威を利用して決着を図ることはやむを得ないことであったと言えるかも知れない。しかし、検定教科書収録の規範的筆順が公的権威を背景とした強要と捉えられないように、揺れを前提とした便宜的な決着であることを、せめて『筆順指導の手びき』の中で学術的に丁寧に説明する余地は残っていたのではないだろうか。

終章 研究の成果と今後の課題

1. 本研究から展望するこれからの楷書筆順規範

本研究における規範的筆順の通史的解釈を振り返り、これからの時代を見据えたとき、すでに姿を消した字源系筆順の漢字文化としての側面に新たな価値が見いだされることを論じるとともに、楷書筆順規範の権威主義的な位置づけからの脱却の必要性を論じた。

2. 研究の成果

筆順史という研究分野における今後の研究の進展に資するという点で、以下の3点を本研究の成果とした。

(1) 楷書筆順規範の形成過程の通史的解釈の提案

時代によって資料数に粗密はあるが、周辺からの推論で補いながら現時点で可能な範囲での通史的解釈を提案できた。

(2) 通史的解釈のための視点の整理及び研究的枠組みの提案

文字を媒介として関わり合う書道史、字書史、国語教育史からの多角的な視点による分析が、一事象を立体的に解釈するのに効果的であった。また、筆順の構造的な把握は、通史的解釈のための枠組みとして有効に機能した。

(3) 所在不明の筆順史資料の発見及び散逸していた筆順史資料の文献的整理

所在が不明であった『文字談苑』『学範』『書法正伝』などの資料や新たな資料の発見があったこと、また、『筆順指導の手びき』以前の筆順関連資料の文献整理ができたことも、今後の研究の進展を見据えた場合に成果と言える。

3. 今後の課題

研究上の課題と教育実践的課題とに分けて指摘した。

＜研究上の課題＞

現時点で不足している点を以下に課題として列挙する。

- ① 筆順史資料の発掘に余地を残している。
- ② 規範的筆順誕生の前提条件についての更なる考察が必要である。
- ③ 中国の規範的筆順のその後の考察に余地を残している。
- ④ 『筆順指導の手びき』（昭和 33 年）以後の考察に余地を残している。
- ⑤ 筆順使用の実態について言及できていない。
- ⑥ 発掘した漢籍の書学書道史分野の資料としての位置づけが不十分である。
- ⑦ 複数筆順の淘汰過程をデータベース化することが求められる。

＜楷書筆順規範をめぐる教育実践的課題＞

① 文字マイノリティと筆順規範－実際の使用実態の解明－

文字マイノリティと筆順規範の問題は、筆順のみの問題として集約することは難しい。利き手と書字の問題として広く構えて検討していくことが必要であるが、喫緊の課題でありながらも解決が最も難しい問題である。

② 情報技術の進展と筆順規範－筆順規範に対する価値観の問題－

楷書筆順規範の問題は、今後、情報技術の進展状況を横目で見ながら、手書きの価値や意義を検討していく中で考えていかなければならない。

③ 規範意識と教条的指導－揺れる実態を生かした筆順指導の構築を－

筆順の規範性の部分だけを前面に出して指導を続けるとするならば、筆順指導の目的に対する社会的コンセンサスは危うくなっていくであろう。今後は、「言語現象自体の本質的なものにかかわっているという認識」をもって指導に臨めるような、揺れを生かした書き文字の指導とその一端を担う筆順指導を構築していかなければならないと考える。

＜注＞

1. 総括的ふり返りの記述のある資料は次の通りである。

- 山口・岡田著『書方教授の研究』（大正 2（1913））「第三節 筆順の教授」
- 斎藤梅雄著『実験硬筆書方教授法』（大正 11（1922））「第七 硬筆書方と筆順」
- 岡本清徳著『硬毛併用新しい書方学習法』（大正 13（1924））「五 筆順について」
- 岩瀬六郎・原田正雄著『書方学習原論』（昭和 3（1928））「五 筆順」
- 斎藤梅雄著『硬毛新書方教育精義』（昭和 5（1930））「第三章 書方教授と筆順」
- 原田元三朗著『書道真寶』（昭和 17（1942））「第十一篇 筆順」

2. 「当用漢字別表」881 字すべての筆順を収録している資料は次の通りである。。

- 斎藤溪石著『ペン習字宝典』（昭和 27（1952））
- 猪股辰彌編『国語学習事典』（昭和 27（1952））
- 森下巖・松山羊一著『教育漢字の筆順と精解』（昭和 29（1954））
- 飯島春敬編『少年書道講座 1～10』（昭和 30～31（1955～1956））
- 教育出版株式会社国語編集部編『標準当用漢字辞典』（昭和 30（1955））
- 山下涯石著『書道実習講座 7・教育漢字三体字典』（昭和 31（1956））
- 西沢秀雄編『中学生の新かなづかい送りがな辞典』（昭和 32（1957））

【 主要引用・参考文献 】

＊編著者 50 音順

1. 阿辻哲次著『漢字學『説文解字』の世界』（東海大学出版会、昭和 60（1985））
2. 荒尾禎秀著「『小篆増字和玉篇綱目』『早引和玉篇大成』の運筆記事について」（東京学芸大学紀要・第 2 部門・第 29 集、昭和 53（1978））
3. 井上進著『明清学術変遷史』（平凡社、平成 23（2011））
4. 江守賢治著『筆順のすべて』（日本習字普及協会、昭和 40（1965））
5. 江守賢治著「字体・筆順の指導」（佐藤喜代治編『漢字講座 12 漢字教育』、明治書院、昭和 63（1988））
6. 大野修作著「中国書論から日本書論へー『内閣秘伝字府』を中心にー」（書法漢學研究会編『書法漢學研究』創刊号、平成 19（2007））
7. 押木秀樹著「楷書の字形分析研究の方法について」（全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第 1 号、昭和 62（1987））
8. 押木秀樹著「左右の部分形から構成される漢字の字形に関する研究 I」（全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第 10 号、平成 8（1996））
9. 押木秀樹著「手書き文字研究の基礎としての研究の視点と研究構造の例」（全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第 11 号、平成 9（1997））
10. 押木秀樹著「現代における行書の意義と解釈」（『上越教育大学国語研究』第 12 号、平成 10（1998））
11. 貝塚茂樹著「甲骨文と金文の書体」（下中邦彦編『書道全集 1』、平凡社、昭和 29（1954））
12. 加藤達成監修『書写・書道教育史資料 全 3 巻』（東京法令、昭和 59（1984））
13. 神谷葵水『書写教師のための 25 章』（日本習字普及協会、昭和 46（1971））
14. 川浦修著「2, 3 種の筆順がある漢字の生成時間の比較測定」（電子通信学会論文誌 Vol.J67-D, No.12, 昭和 59（1984））、
15. 川島章弘著「オーサリングツールを用いた漢字筆順教材の開発」（日本産業技術教育学会誌・第 39 巻・第 4 号、平成 9（1997））
16. 久米公著『新漢字表による筆順指導総覧』（みつる教育図書、昭和 52（1977））
17. 久米公著「新中国の漢字の筆順ー「常用漢字的筆画筆順」考ー」（広島大学教育学部光葉会編『国語教育研究』第 26 下号、昭和 55（1980））
18. 久米公著『書道芸術 漢字編』（中教出版、昭和 58（1983））
19. 倉内秀文著「筆跡鑑定と筆順筆圧について」（大澤一爽編『文字の科学』、法政大学出版局、昭和 60（1985））
20. 倪濤撰『四庫芸術叢書 六芸之一録一（外二種）』（上海古籍出版社、1991））
21. 小島憲之著「古辞書所見ー誤写誤訓などの周辺ー」（密教研究会編『密教文化 156』、昭和 61（1986））
22. 小塚昭夫・木下均・吉田公一著「常用漢字の筆順分析」（『科学警察研究所報告法科学編』第 37 巻 第 4 号、昭和 59（1984））
23. 小塚昭夫・吉田公一・小林邦久著「常用漢字の筆順調査」（『科学警察研究所報告法科学編』第 53 巻第 1 号、平成 12（2000））

24. 小林一仁「漢字「筆順」指導の在り方」(茨城大学教育学部教育研究所紀要・第 22 号、平成 2 (1990))
25. 小林比出代著「左利き者の望ましい硬筆筆記具の持ち方に関する文献的考察—書写的見地から—」(全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第 20 号、平成 18 (2006))
26. 近藤奎著『中國學藝大辭典』(東京元々社、昭和 11 (1936))
27. 佐藤 稔著「異体字と筆順と」(『秋田大学教育学部研究紀要人文科学・社会科学』第 31 集、昭和 56 (1981))
28. 三省堂編『小学生の書写 四年』(三省堂、平成 23 (2011))
29. 志村和久著「漢字の字体についての基礎知識」(日本書道教育研究所編『書写・書道四千字 現代字体字典』、講談社、昭和 44 (1969))
30. 上海書画出版社・華東師範大学選編校点『歴代書法論文選』(上海書画出版社、1979)
31. 下村武著「漢字筆順の工学的考察」(電子通信学会論文誌 Vol.J58-D, No.12, 昭和 50 (1975))
32. 杉本つとむ著『文字史の構想』(萱原書房、平成 4 (1992))
33. 鈴木洋保・弓野隆之・菅野智明編著『中国書人名鑑』(二玄社、平成 19 (2007))
34. 張撝之他編『中国歴代人名大辞典』(上海古籍出版社、1999)
35. 陳柏儀著「筆力の構築〈骨〉〈筋〉〈肉〉の概念より—漢魏六朝唐の書論を中心に—」(初学書道史学会編『書 学書道史研究』第 23 号、平成 25 (2013))
36. 辻田正雄著「全国語言文字工作會議について」(佛教大学學術委員会文学部論集編集委員会『文学部論集』第 85 号、平成 13 (2001))
37. 内藤仁之他著「手書き文字の概形特徴に関する基礎的研究」(全国大学書写書道虚位浮く学会編『書写書道教育研究』第 13 号、平成 11 (1999))
38. 中田勇次郎編『書道芸術 別巻第三 中国書道史』(中央公論社、昭和 52 (1977))
39. 中田勇次郎著「中國書論史(一) 漢魏晉南北朝」(中田勇次郎編『中国書論大系』第一卷、二玄社、昭和 52 (1977))
40. 中田勇次郎校注『米庵墨談 正・続』(平凡社、昭和 59 (1984))
41. 中村春堂著『新訳漢溪書法通解』(辰文館、大正 6 (1917))
42. 長岡文雄著「筆順指導について」(奈良女子大学文学部附属小学校学習研究会編『学習研究』78 号、昭和 28 (1953))
43. 西川寧・神田喜一郎監修『唐 孫過庭 書譜』(『書跡名品叢刊 25』、二元社、昭和 34 (1959))
44. 西川寧編『書道講座①楷書』(二玄社、昭和 46 (1971))
45. 西川寧・長澤規矩也編『和刻本書畫集成 第二輯』(汲古書院、昭和 51 (1976))
46. 西川寧・長澤規矩也編『和刻本書畫集成 第三輯』(汲古書院、昭和 51 (1976))
47. 西川寧編『日本書論集成』(全 8 卷、汲古書院、昭和 53 (1978) ~)
48. 野地潤家編『国語教育史資料』(全 6 卷、東京法令、昭和 56 (1981))
49. 福田襄之介著「字彙以前における画引き検字法の流行」(岡山大学法文学部學術紀要 第 13 号、昭和 35 (1960))
50. 福田襄之介著「字書について」(東大中哲文學會編『中哲文學會報』第三號、昭和 53 (1978))
51. 福田襄之介著『中国字書史の研究』(明治書院、昭和 54 (1979))
52. 藤島達朗・野上俊静編『東方年表』(平樂寺書店、昭和 30 (1955))
53. 崔爾平選編校点『歴代書法論文選続編』(上海書画出版社、平成 24 (2012))

54. 平岡武夫他著『漢字の形と文化』（ハーバード燕京同志社東方文化講座委員会、昭和 34（1959））
55. 平形精一他著「文字相互の大きさを決定する要因についての考察」（全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』 第 19 号、平成 17（2005））
56. 平川祐弘著『マテオ・リッチ伝 1』（平凡社、昭和 44（1969））
57. 福島肇著「歐陽詢三十六法の考察」（和洋女子大学国文学会『和洋國文研究』第 23 号、昭和 63（1988））
58. 本間泰士著「漢字の筆向・筆順の發生に就いて」（日本心理学会編『心理学研究』第十二卷第六輯、昭和 12（1937））
59. 松本仁志著「筆順体系化への過程－明治期筆順の実際－」（広島大学附属中学校研究紀要・第 37 集、平成 3（1991））
60. 松本仁志著「行草筆順から楷書筆順への影響を考える－『米庵墨談』を中心に－」（広島大学附属中学校研究紀要・第 38 集、平成 4（1992））
61. 松本仁志著「筆順・筆順指導史に関する一考察－『筆順指導の手びき』以前①・明治期筆順書群を中心に－」（全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第 7 号、平成 5（1993））
62. 松本仁志著「筆順・筆順指導史に関する一考察－『筆順指導の手びき』以前②・国定教科書教師用書を中心に－」（全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第 8 号、平成 6（1994））
63. 松本仁志著「筆順・筆順指導史に関する一考察－『筆順指導の手びき』以前③・明治期における指導方法を中心に－」（全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第 9 号、平成 7（1995））
64. 松本仁志著「『字彙』所収筆順に関する考察－その解釈と史的位置づけの試み－」（久米公編『書写 書道教育の探求』、平成 8（1996））
65. 松本仁志著「筆順史研究の構想」（広島大学学校教育学部紀要・第 II 部・第 20 卷、平成 10（1998））
66. 松本仁志著『筆順のはなし』（中公新書ラクレ、中央公論新社、平成 24（2012））
67. 文部省編『筆順指導の手びき』昭和 33（1958）
68. 村石昭三著「幼児の筆順に関する教育心理学的研究」（国立国語研究所編『ことばの研究』第 5 集、昭和 49（1974））
69. 山田俊雄著「文字一字体・筆順の正しさの基準について」（「言語生活」編集部編『言語生活 3』、筑摩書房、昭和 35（1960））
70. 山田俊雄著「漢字字形の流動と筆順－文献学的な準備としての漢字字形の解釈について－」（東京大学文学部国語研究室国内国語学会編『国語学』第 76 集、昭和 44（1969））
71. 渡辺清一著「筆順雑考」（斯文會編『斯文』第 10 号、昭和 29（1954））
72. 渡辺清一著「筆順沿革」（大阪学芸大学国語国文学研究室編『学大国文』第 10 号、昭和 41（1966））
73. 渡辺清一著「筆順沿革続考」（大阪学芸大学国語国文学研究室『学大国文』第 11 号、昭和 43（1968））